

2人目以降特定不妊治療費助成事業

令和3年1月1日以降に終了した治療から支援を拡充しました。

第1子を出産し、その後、第2子妊娠のための治療を行った場合、第1子で受けた特定不妊治療費助成事業の助成回数をリセットすることができます。（第3子以降も同様）

※この出産には、妊娠12週以降の死産を含みます。

●子の出生後、初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢

39歳までの方

43歳になるまで

出生につき6回まで

40歳～42歳までの方

43歳になるまで

出生につき3回まで

43歳以上の方

対象外

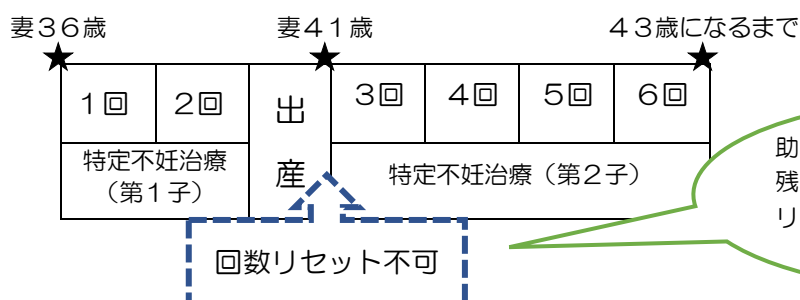
（1つの治療期間の開始日が43歳に達しているもの）

※令和2年12月までに助成を受けた回数も含みます。

●助成回数リセットの注意点

助成回数が「リセット前」より「リセット後」の方が少なくなってしまう場合には、回数リセットの対象になりません。

例 初回の治療開始時の妻の年齢が39歳以下で
第2子以降のための治療開始時の妻の年齢が40歳～42歳の場合



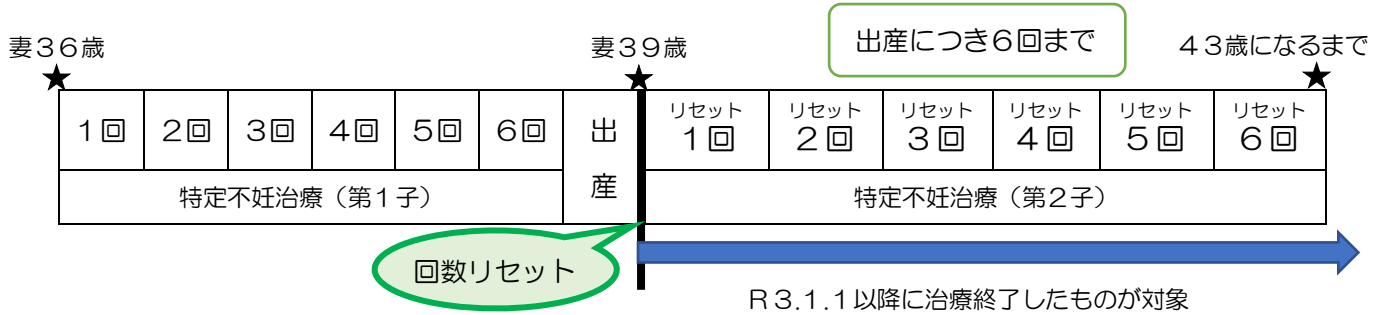
助成回数をリセットしてしまうと、残りの回数が3回となるため、回数リセットの対象にはなりません。



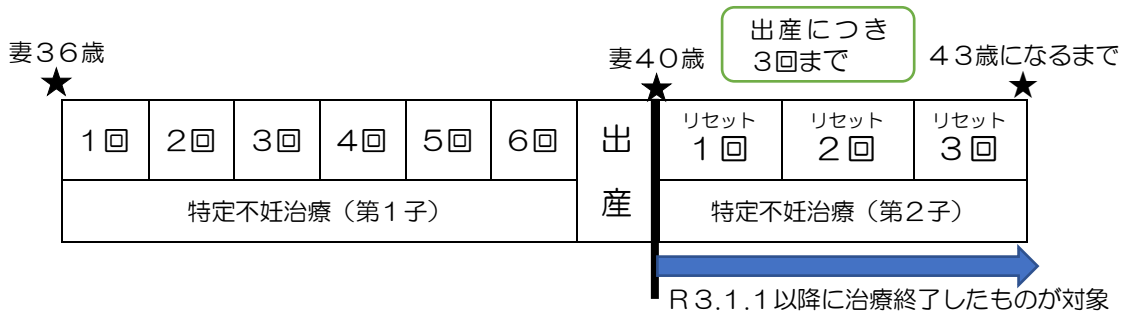
助成回数 の例



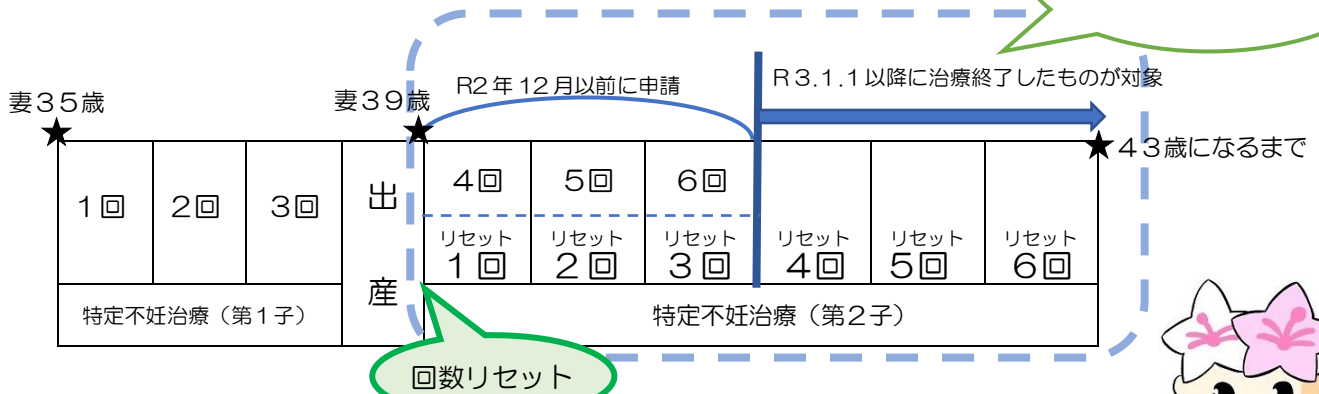
- 例1 ・ 初回の治療開始時の妻の年齢が39歳までで、すでに上限回数の6回（40歳以上の方は3回）申請が終了している場合で、第2子以降のための治療開始時の妻の年齢が39歳までの場合



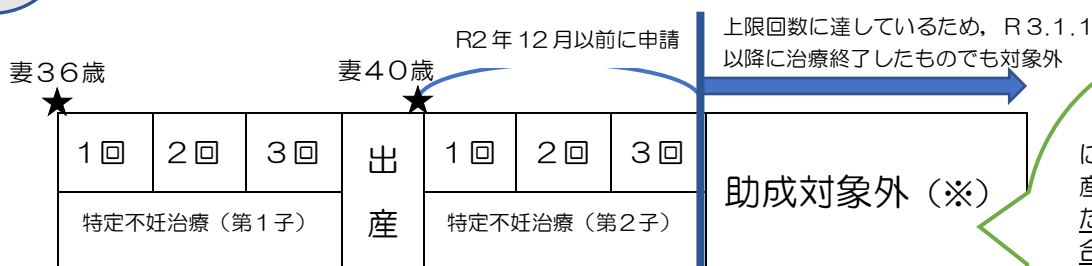
- 例2 ・ 初回の治療開始時の妻の年齢が39歳まで、第2子以降のための治療開始時の妻の年齢が40歳～42歳の場合



- 例3 ・ 初回の治療開始時の妻の年齢が39歳まで、第2子以降のための初回の治療開始時の妻の年齢が39歳までの場合



- 例4 ・ 初回の治療開始時の妻の年齢が39歳まで、2人目以降のための治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合



（※）ただし、上限回数に達した後に出産（死産）後、第3子等妊娠のため治療を開始した場合、助成回数のリセットをすることにより、43歳まで助成対象になります。